

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域の作成主体の名称

淡路市

2 構造改革特別区域の名称

淡路市教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

淡路市の全域

4 構造改革特別区域の特性

兵庫県淡路市（以下「本市」という。）は、津名、淡路、北淡、一宮、東浦の5町が合併し、平成17年4月に誕生した新しい市である。本市は淡路島の北部から中部に位置し、東に大阪湾、西に播磨灘を臨み、総面積184.35平方キロメートルを有し、淡路島全体（595.74平方キロメートル）の約3割を占める。また、本州と四国を結ぶ大動脈である神戸淡路鳴門自動車道が南北を貫通するほか、大阪湾沿いに国道28号、播磨灘沿岸に県道福良江井岩屋線、東西軸として県道富島久留麻線、県道志筑郡家線などが各集落を結んでいる。

本市は、太陽の光に恵まれた穏やかな気候と三方を囲む海、山や田園の緑、四季を通じて和みを与えてくれる花々に恵まれ、花と緑と水の環境を形成している。山々から丘陵、平地、そして海岸線と変化に富んだ地形に恵まれた本市の多様な自然は、四季折々に変化するすばらしい景観を作り出している。これら豊かな自然環境は、多くの人々に憩いとやすらぎを与える貴重な財産である。全国的に都市化が進行し、相互扶助や郷土意識の希薄化が指摘される中、恵まれた自然環境や地域の助け合い支え合いの気持ちにあふれ、人情味ある土地柄に育まれた人柄は、本市が誇れるもののひとつである。

また、本市には、「国生み神話」のイザナギ・イザナミの命をまつった「伊弉諾神宮」や弘法大師が創建したと伝えられる東山寺など神社仏閣をはじめ、市内の各所が「万葉集」に残されているなど、数多くの歴史文化遺産に恵まれている。

さらに、本市と姉妹都市であるアメリカオハイオ州セントメリース市をはじめとする諸外国との相互理解を促進するため、市民使節団の派遣・受入れなど国際交流活動を推進しており、中高校生、青年、女性などの海外研修やスポーツ交流、文化・芸術交流などの交流活動を促進している。

本市の総人口は、昭和35年以降減少傾向にあり、平成2年から平成12年の10年間は5万人前半台で緩やかに減少していたものが、平成30年1月1日時点の住民基本台帳によると44,820人となっている。

また、年齢構成の推移をみると、平成2年を境に老人人口比率が年少人口比率を上回り、平成29年には老人人口比率36.3%、年少人口比率10.9%と急速に少子高齢化が進展している。

本市にとって、廃校となった学校施設を利活用し、定住人口及び交流人口を増加させ、地域を活性化し、少子高齢化に歯止めをかけることは、重要な課題のひとつとなっている。

5 構造改革特別区域の意義

平成27年9月に文部科学省より発表された全国の高等学校における不登校生徒数は約4万9千人（在籍者に占める割合1.49%）、中途退学者数は、平成27年度において約4万9千人（在籍者に占める割合1.47%）に上り、深刻な社会問題となっている。

これらの不登校生や中途退学者等は、その将来に無限の可能性を持つ青少年であり、優れた能力を持つものも少なくない。これらの青少年を社会的に埋もれさせてしまうではなく、高等学校卒業資格等の必要な学力を習得できる場を提供し、社会に送り出すことは、社会的に意義のあることである。

また、前述したように、本市は平成29年現在、高齢化率が30%を越えており、急速に少子高齢化が進んでいる。平成23年には、本市内の県立高等学校2校が閉校となるなど、若年人口の減少が地域振興や経済の活力減退に大きな影響を及ぼしている。

本計画に基づき新たに広域通信単位制高等学校を設置することにより、スクーリングや入学式、卒業式の開催に伴い来訪者（生徒・保護者）が増加し、宿泊施設の需要増加、各種商業施設における消費拡大、地域の公共交通の利用増加、地場産業の体験学習の実施による地域との交流等、地域経済の活性化に貢献し得るものと考えられる。

これらのことから、本計画に基づき広域通信単位制高等学校を設置し、本市の特性や環境を生かした教育の場を創設することは、地域と地場産業を活性化させ、定住人口及び交流人口を増加させることが必要不可欠な状況にある本市にとって意義のあることである。

6 構造改革特別区域計画の目標

構造改革特区制度「学校設置会社による学校設置事業（816）」の特例を適用することで、株式会社立の広域通信制単位制高等学校を設置し、通常の学校に対応できる生徒はもとより、不登校生や通常の学校に適応しにくい生徒のための学びの場を提供し、生徒一人ひとりの能力や潜在的な可能性を引き出すとともに、各々の個性を尊重した、有意義かつ学びやすい学習環境づくりを構築して、社会人としての豊かな感受性や創造性、コミュニケーション能力を持つ人間力の高い人材の育成を目標とする。

また、生徒が積極的に地域の行事に参加することによる人的交流の促進、市内で生徒や関係者が活動することによる商業施設等の消費の拡大、加えて、スクーリング時の公共交通機関の利用促進や体験学習等において地域住民が生徒等と積極的に関わることによる住民の活力の増進、国際交流活動の促進、地域の発展、地域経済の活性化を目標とする。

さらに、結果として、生徒及びその保護者が、本市への愛着と関心を深めることで、本市の交流人口拡大の一助となることも目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的効果

(1) 学校設置による社会的効果

① 不登校生や通常の学校に適応しにくい生徒のための学びの場の提供

本市に、国際性に富んだ教育を実施する広域通信制単位制高等学校を設置することで、地域のみならず、広く全国の不登校生や通常の学校に適応しにくい生徒の受け皿となり、これらの生徒たちに内在する様々な能力を引き出し、育て上げる教育を実施する。

② 交流人口・地域の活力の増加

既に一定の教育経験のある学校設置会社による株式会社立の高等学校を誘致することにより、教育を核とした地域活性化が推進される。学校設置会社である株式会社エーアイイーは、米国の大学と提携し、演劇学部のプログラムを日本で実施し、アメリカ人による日本語・英語劇を開催した実績もあり、本市でも同様のプログラムを実施することで、生徒への学習機会の提供のみならず、地域活性化が推進される。

さらに集中スクーリングや長期滞在プログラムの実施により、全国各地から多くの生徒・保護者が本市を訪れることとなる。上記のようなイベントでは、生徒とその保護者のみならず、生徒の保護者等の家族、見学の保護者等の家族、教育関係者等の見学者などの参加も見込まれ、交流人口の増加が期待できる。

③ ボランティアや体験学習等による人間性豊かな人材の育成

当該学校は、「集中スクーリング」のほか、希望する生徒を当該学校が用意する宿泊施設に長期にわたり受け入れる「長期滞在プログラム」を実施する。生徒は、集中スクーリングや長期滞在プログラムによって、寝食を共にし、共同生活を土台に地域住民や自然との交流等、地域に根ざした教育を通して支え合いの人間関係を学んでいくこととなり、このことは、将来を担う人材の人間形成に資するものと期待できる。

また、スクーリングの際には、地域のボランティア活動に参加したり、農業等の体験学習を通して教科授業では学べない社会的責任感やリーダーシップ等を地域との交流の中で学んでいく。

(2) 学校設置による経済的効果

スクーリングの年間実施、入学・卒業式・米国大学生等による英語劇等のイベント開催による生徒・保護者の宿泊施設の利用等、全国から人が集まることによる周辺施設・店舗の活性化により、市民及び市の活力向上が期待できる。

なお、集中スクーリング参加数、本市への民間需要規模（スクーリングのみ）は次表のとおりである。

	集中スクーリング参加者数	本市への民間需要規模 (スクーリングのみ)
平成27年度（実績）	77名	385,000円
平成28年度（実績）	50名	250,000円
平成29年度（見込み）	60名	300,000円
平成30年度（見込み）	80名	400,000円

また、地元での教員や事務職員の雇用の状況は次表のとおりである。

	雇用教職員数
平成27年度（実績）	19名
平成28年度（実績）	19名
平成29年度（見込み）	16名
平成30年度（見込み）	17名

教職員配置計画

	平成27年度 (実績)			平成28年度 (実績)			平成29年度			平成30年度		
	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
校長	1		1	1		1	1		1	1		1
副校長		1	1		1	1		1	1		1	1
英語	3		3	3		3	3		3	3		3
国語		1	1		1	1		1	1		1	1
地歴		2	2		2	2		2	2		1	1
公民		2	2		2	2		2	2		1	1
数学		1	1		1	1		1	1		1	1
理科	1		1	1		1	1		1	1		1
保健体育	1		1	1		1	1		1	1		1
芸術		1	1		1	1		1	1		1	1
家庭		1	1		1	1		1	1		1	1

情報	1		1	1		1	1		1	1		1
小計	7	9	16	7	9	16	7	9	16	7	7	14
ALT	1		1	1		1	1	1		2		2
事務	5		5	4	1	5	4		4	4		4
総計	13	9	22	12	10	22	12	10	22	13	7	20

(上表は、延べ人数です。同一人が、複数の教科・職務を兼任しています。)

平成29年度実人員数：校長1、副校長1、教諭（常勤4、非常勤6）、ALT（常勤1、非常勤1）、事務4

8 特定事業の名称

「学校設置会社による学校設置事業（816）」

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事項その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

なし

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙（特定事業番号：816）

1 特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

AIE国際高等学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

広域通信制・単位制高等学校であるAIE国際高等学校を設置する株式会社エーアイ
イー

（2）設置位置

兵庫県淡路市浜1番48

（3）設置時期

平成25年4月1日

（4）事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

① 通信制単位制高等学校（広域制）の開設

特区認定後、高等学校設置認可手続きを行い、設置認可後、生徒募集・教育環境
整備・教職員採用等の開校に必要な準備を進め、平成25年4月1日に開設した。

② 教育課程

教育課程は別紙「教育課程表」の通りとする。

③ 生徒数

1学年200名（普通科80名、国際科120名）とする。

また、当該学校には専攻科（国際カウンセリング専攻科）を置き、1学年120
名とする。

④ 國際バカロレア（IB）ディプロマプログラム（DP）実施校として認定

平成29年10月27日に国際バカロレア機構（IBO）により、IBワールドスク
ールとして認定されたことを受け、平成30年4月1日からのプログラム開始を予
定している。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 淡路市に存在する教育上の特別なニーズ

平成29年3月に策定した「淡路市総合計画」の教育が取り組むべきマスタープランとして、学校教育においては、「豊かな人間性を育み、個性を活かしながら確かな学力を身に付けさせる」ことを基本方針に掲げ、豊かな人間性を育む教育内容の充実、魅力・特色ある教育活動の展開、家庭・地域との連携による教育の展開、教育体制・環境の充実の推進に取り組んでいる。

また、本市の教育は、「たくましく未来を拓く力と、共に生きる教育の創造」を基本理念に、子どもたちの教育と社会教育の充実に努めており、国、県の指導方針を踏まえ、保護者や地域と一緒に未来を切り拓く子供たちに「生きる力」を育むために「自立的に生きる力を培う」という理念を共有しつつ信頼される学校づくり、特色ある学校づくりを推進しており、そのために教育環境の整備・充実が重要な課題のひとつと考えている。

本計画において設置する広域通信制単位制高等学校では、地域住民や自然との交流等、地域に根ざした教育を通して支え合いの人間関係を学び、地域のボランティア活動や農業等の体験学習を通して教科授業では学べない社会的責任感やリーダーシップ等を地域との交流の中で身に付けることにより人間性豊かな人材の育成を目指しております、本市の教育方針・理念と合致すると同時に、本市だけでなく、全国の教育課題にも適応しているものと考えている。

(2) 当該株式会社の設置する学校が適切かつ効果的であると認めた理由

学校設置会社である株式会社エーアイイーは、本市・神戸市に教室を開設し英語指導を行っていると同時に英語圏を中心に留学事業を行っている。米国大学正規留学などの30年に及ぶ実績があり、400人以上の学生がアメリカの大学・短大の学位を取得し、立派に卒業している。現地で寮生活を行い、現地寮には邦人スタッフが常駐しており、留学先に送り出すだけの留学ではなく、「受け止める留学」を実践し、アカデミック面のケアのみならずメンタル面のケアを行うことで90%以上の学生が学位を取得している。

今回設置する広域通信制単位制高等学校は、こういったノウハウを十分に生かしながら、生徒個人のもつ能力と可能性を更に高め、それぞれの目標の実現と自立に向けた教育環境を提供することで、優秀な人材を育成し、よりよい社会環境の実現に貢献していくことができるものであると考えることから、本市として当該株式会社が設置する学校が適切かつ効果的であると判断した。

なお、広域通信制単位制高等学校の校地、校舎の確保については、現在廃校となっている本市内の学校施設を有償貸与させることとしており、校舎については株式会社エー

アイイーが設備等についてリニューアルを行った。

①一定の要件

ア 資産要件

廃校となった本市内の学校施設を活用し、当該会社が設備等につきリニューアルを施して使用する。なお、使用する校地の面積は 8632.44 m²、校舎の面積は 2349.27 m²で、高等学校通信教育規程を満たしている。

その他に必要な運営財産については、会社の資本金と、運営資金として確保されている準備金により、十分に対応できるものと判断している。

イ 役員の資質

学校経営を担当する役員陣については、株式会社エーアイイーの役員として、経営、企画、教務、管理等の部門において責任ある立場として国内における英語教育事業及び留学等の国際教育を含めた民間教育機関の経営に直接携わってきた実績があり、当該分野における十分な知識と経験があるものと判断できる。

また、上記事業の運営にあたっては、不登校・中退を経験した者を含めた若者たちをさまざまな面からサポートし、その結果、多数の卒業生を輩出している実績があり、社会的信望を持つものと判断する。

現在の取締役は当該会社設立時（平成 5 年）より上記事業運営に携わっており、当該分野における十分な知識と経験があるものと判断でき、また社会的信望を有していると認められる。

②情報公開

当該会社は学校設置会社が備えるべき書類（貸借対照表、損益計算書、事業報告書）を、書類作成中の期間を除いて公開する。これらの書類は毎事業年度終了後三ヶ月以内に作成し、積極的に公開する。なお、事業報告書の内容には「学校設置会社の役員及び株式の状況」、「学校の経営に必要な財産等の状況」、「面接指導を実施した施設の状況」、「連携施設（「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」で定める連携施設をいう。）との協力・連携関係に関する状況」を含む。

また、学校内部・授業の様子等は学校内掲示板およびホームページ等を活用して本校に関する情報を公開する。

（3）淡路市の責務

① 審議会

本市では、市独自の私立学校審議会（淡路市教育特区学校審議会、以下「審議会」という。）を設置するが、行政の適正性、公正性、専門性を確保するため、その構成

は教育関係有識者 2 名以内、行政全般や地域の有識者 3 名以内の計 5 名以内としている。

現時点では、高等学校の教育に関し学識経験を有する者が含まれていないため、速やかに任命する必要があるが、審議会の委員は 5 名以内となっており、追加での任命ができないため、現委員の任期である平成 30 年 9 月 30 日が終了した後の平成 30 年 10 月 1 日からは、高等学校の教育に関し学識経験を有する者を任命することとし、以後、高等学校の教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者がそれぞれ 1 名以上含まれるようにする。

審議会においては、学校の設置、廃止及び設置者の変更に関する事項、学科及び教育課程の種類並びに重要な学則の変更に関する事項、学校の閉鎖命令、学校設備、授業等の変更命令に関する事項、学校の運営状況の評価に関する事項等について審議することとしている。

本市の事務局体制等その他指導監督全般について審議することについては、淡路市教育特区学校審議会条例において、規定されていないため、平成 29 年度中に条例改正を行うこととする。

② 地方公共団体による評価

本市は、審議会において、年 1 回以上の私立学校評価を、書類及び実地で評価する。

なお、具体的評価については、学校教育法、設置基準、学習指導要領等を踏まえ、学校経営の公共性、継続性・安定性の観点から、学校経営面、教育研究面の状況について適切に評価するために、審議会において必要な評価項目の設定を行っている。また、評価項目には「学校の教育活動及び管理運営に関する事項」、「上記「事業報告書」の記載事項に掲げる事項」を含む。評価内容については、取りまとめたものを一般に公開する。

③ セーフティーネット

本市は事業の円滑かつ確実な実施のため、学校設置会社との連携・連絡を密にするとともに、定期的に経営状況の報告を受ける等状況の把握に努めるものとする。また、適切な就学ができるよう市の内部にあらかじめ担当者を決め、他の通信制単位制高等学校の転入学に関する情報収集・協力要請を行う体制を整備している。

また、万一学校経営に著しい支障を生じた場合は、在学する者が適切な修学を維持することができるよう、本市内部に専門の窓口を設け、他校への転入学希望を聴取し、転入学可能に関する情報収集・指導が行えるようにしている。

④ 審議会委員の体制

審議会は、学校関係者、学識経験者並びに地域代表者の委員 5 名以内をもって構成している。なお、学識経験者の内 1 名は、会計に関する学識経験を有している。

⑤ 事務局体制

学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督体制を確保するため、指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を平成 29 年度中に兵庫県と締結することとし、現在、兵庫県と具体的な協定の内容について協議している。協定の締結後は速やかに内閣府及び文部科学省に対して協定の内容について共有することとする。

なお、仮に協議が整わなかった場合は、速やかに、高等学校通信教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置することとしたい。

⑥ 面接指導等の実施場所

淡路市浜 1 – 4 8 (AIE 国際高等学校浜キャンパス) にて、面接指導等の実施を行つており、特区外で実施することはない。

⑦ 学校経営に必要な財産等の確保

本市では年に一度、審議会において、学校側から経営状況の報告を受け、貸借対照表及び損益計算書等を確認している。平成 28 年度に開催した審議会では、平成 27 年度の評価を行うとともに、平成 28 年度の経営状況の見通しについて学校側から報告を受けた。今後もこれまでと同様に、学校経営に必要な財産等の確保について、前年度の評価を行うとともに、当該年度の経営状況の見通しについて学校側から報告を受けることとする。

なお、経営状況が悪化傾向にある場合は、学校の経営状況について注視し、適宜経営状況の報告を求めるなど、経営状況を適切に把握するとともに、必要に応じて指導を行うこととする。

⑧ 構造改革特別区域法第 12 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の適合確認

審議会において、役員全員の履歴書を確認するとともに、同審議会へ代表理事に出席していただき面談を実施している。今後も役員が選任される際は同様の手続きを行う。

⑨ 教育環境の改善

学校設置会社において、生徒の教育環境の改善に努めるものとする。